

「都市計画提案制度」

まちづくりへの提案を行うことができます！

都市計画提案制度とは

住民のみなさんが主体となったまちづくりに関する取組を都市計画に取り込んでいく方法として、土地所有者、まちづくりNPO法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが一定の要件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。

誰が提案できるの？

- ① 提案区域内の土地の所有者、借地権者
- ② まちづくり活動を行うNPO法人、公益法人その他の営利を目的としない団体
- ③ 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社
- ④ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

どんな都市計画の提案ができるの？

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「都市再開発方針」を除くすべての都市計画が対象となります。

岡崎市へ提案することができる都市計画は、岡崎市が定めるものに限り、都道府県が定める都市計画は、愛知県が提案先になります。

提案の要件は？

都市計画の提案をするためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 0.5ha以上の一体的な土地であること
- ② 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ③ 土地所有者、借地権者の2/3以上の同意を得ていること



提案に必要な書類は？

- ① 都市計画提案書
- ② 都市計画の素案
- ③ 土地所有者等一覧表
- ④ 同意書
- ⑤ 提案者として要件を備えていることを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類



提案制度に関する相談窓口

- 愛知県が決定するもの → 愛知県建設部都市計画課
業務・行政グループ(県庁本庁舎5階)
- 岡崎市が決定するもの → 岡崎市都市整備部都市計画課
企画調査係(西庁舎1階)



提案から決定までの流れは？

●事前相談

都市計画制度や提案制度を皆様にご理解いただき、手続きを円滑にするため相談をお受けします。



●都市計画の提案

提案に必要な書類を岡崎市に提出していただきます。
※提出書類と提案要件の適合の確認後、受理します。
※書類に不備があった場合は、補正していただきます。



●計画提案の判断

都市計画マスタープランとの整合などの計画提案の評価および都市計画決定(変更)の必要性について判断します。



必要と判断



不必要と判断

●都市計画決定(変更)

提案を踏まえて岡崎市が都市計画案を作成し、都市計画の手続きを進めます。市都市計画審議会の議を経た上で、都市計画を決定(変更)します。

●都市計画決定(変更)しない

市都市計画審議会の意見聴取をした上で、都市計画決定(変更)しないことを、その理由とともに提案者へ通知します。

市に提案できる都市計画

地域地区(法8)	用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、風致地区、生産緑地地区 など
促進区域(法10の2)	市街地再開発促進区域、土地区画整理促進地区、住宅街区整備促進地区 など
都市施設(法11)	道路(市決定のもの)、駐車場、交通広場、公園・緑地・広場、公共下水道 など
市街地開発事業(法12)	土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業 など
地区計画等(法12の4)	地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画
その他、	遊休土地転換利用促進地区(法10の3)、被災市街地復興推進地域(法10の4)、市街地開発事業等予定区域(法12の2)

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

岡崎市都市整備部都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514
E-mail toshikei@city.okazaki.lg.jp